

筑前町ホール舞台管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

①目的

筑前町には、めくばーる町民ホールとコスモスプラザふれあいホールがあり、講演会等多くのイベントが行われており、その利用において、照明や吊りもの、音響などの機材や道具を的確かつ安全に運用する専門的知識や技術を持ったオペレーターが必要となる。

オペレーターには、豊富な経験や高い専門的知識・技術力はもとより、満足のいく施設利用を提供するため、利用者との事前打合せや施設の日常点検・確認等を必要とすることから、業務の実施方法について、公募型プロポーザル方式により提案を募り、実施事業者の選定を行うものとする。

②業務内容 別紙仕様書のとおり。

③履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

④予算 16,884千円（税込）以内（3年間の長期継続契約）

2. スケジュール

①仕様書・実施要領配付	令和8年2月20日（金）
②質問受付期限	令和8年3月2日（月）17:00 必着
③質問書による回答	令和8年3月4日（水）
④参加表明および企画提案書提出締切	令和8年3月9日（月）17:00 必着
⑤プレゼンテーション審査	令和8年3月16日（月）※予定
⑥審査結果通知	令和8年3月18日（水）※予定
⑦契約締結	令和8年3月19日（木）以降

3. 実施方式

公募型プロポーザル方式により応募事業者から提出のあった企画提案書並びにプレゼンテーション等について審査を実施し、見積額等も含め客観的かつ総合的に評価して得られた評価点数が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。（審査はすべて点数化して行う。）

4. 参加資格

以下の要件をすべて満たす事業者であること。

- ①福岡県内に本社又は事務所等があり、福岡県内において本件業務と同様のホールオペレーター業務の受託実績があること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③事業者が納税義務を有する税金（国税及び地方税）を滞納していないこと。

- ④筑前町暴力団排除条例（平成22年筑前町条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員密接関係者等でないこと。
- ⑤仕様書に記載された業務内容を遂行可能なこと。

5. 関係書類の配付

①配付物

ア 筑前町ホール舞台管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
及び様式集

イ 筑前町ホール舞台管理業務委託仕様書

②配付期間 令和8年2月20日（金）から3月9日（月）まで

③配付方法 町ホームページに①配付物のデータを掲載（ダウンロード可）
筑前町教育委員会 生涯学習課にて配付
(※所在地は、本実施要領13を参照)

6. 参加申込書および企画提案書等の受付

①提出書類 ※それぞれ原本1部

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）

イ 提案者概要書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 本件業務に関する企画提案書（任意様式）※原本1部、副本5部
様式は任意とするが、配付する業務仕様書を踏まえたうえで、簡潔・明確に
まとめること。また、企画提案書には次の内容を含むものとする。

(i) 舞台運営に関する方針

(ii) 組織体制及び従業員の育成に関する方針

(iii) 安全管理対策に関する方針

(iv) 同様の業務に関する実績

(v) その他必要な事項

オ 見積書 ※封入捺印したもの

見積額の積算根拠を明らかにした内訳書類（任意様式）を添付すること。

見積額には消費税（10%）を含めること。

②受付期間 令和8年2月20日（金）から3月9日（月）まで

③提出先 筑前町教育委員会 生涯学習課まで持参または郵送
※郵送による場合は期限までに必着とする。

7. 質疑・回答

①受付期限 令和8年3月2日（月）17:00必着

②質問方法 質問書（様式4）を電子メールにより提出

(※メールアドレスは、本実施要領13を参照)

③回 答 令和8年3月4日（水）に、全ての参加表明者に対し電子メールにより回答

8. プrezentation

①日 時 令和8年3月16日（月）※予定

※各事業者のプレゼンテーションの開始時間は別途通知する。

②場 所 筑前町めくばーる学習館内（筑前町久光951番地1）

③時 間 プrezentation 25分以内 質疑応答 15分

④内 容 事前に提出する企画提案書に基づくプレゼンテーション

⑤留意事項 ●各事業者の当日の出席者は3名以内とすること。

●プレゼンテーションに必要な機器（スクリーン及びプロジェクター含む）は、事業者側で準備すること。

●プレゼンテーションは非公開とする。

9. 審査及び選定

①審査方法

「筑前町ホール舞台管理業務委託応募事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、事業者の提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、業務実施能力を総合的に審査する。

②選定方法

各審査委員の採点した点数を合計し、優先交渉権者1者、次点交渉権者1者を選定する。

審査委員全員の合計得点が、満点に対し50%に満たない場合は、当該事業者は選定外とする。

10. 契約事業者の決定と契約締結等

本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的とするものであり、業務仕様については、企画提案書の内容を素案とし、優先交渉権者と町が価格面を含め改めて協議を行い、協議の成立をもって契約事業者と決定するものとする。

優先交渉権者との協議不調又は事故等により契約が不能となった場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。

11. 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①提出期限に遅延した場合

②提出書類に虚偽記載があった場合

③審査の公平性を害する行為があった場合

④その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

⑤参加資格を有していないことが判明した場合

12. その他留意事項

- ①本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- ②提出後の企画提案書等の修正は提出期限内においてのみ可能とする。
- ③提出書類は返却しない。
- ④企画提案書等は事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することができる。
- ⑤本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

13. 問い合わせ・提出先

筑前町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 (担当：北崎)

〒838-0802 福岡県朝倉郡筑前町久光 951 番地 1

TEL : 0946-24-8762 FAX : 0946-23-1034

E メール : gakusyuu@town.chikuzen.fukuoka.jp